

限られない)を書面、FAX またはメールにより通知しなければならない。

第9条 (特命事項)

本書の規定にかかわらず、甲が特に指名する人材に関し、乙が本件業務を行う場合等、特命事項についての本件報酬の発生および額等に関しては、甲および乙にてその都度定める。この場合、乙の甲に対する本件業務にかかる費用の前払請求を定めることも妨げられないものとする

第10条 (短期退職時の手数料の返済義務)

採用決定者が、入社辞退や自己都合により又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、6ヶ月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。

但し、「甲」の採用決定者(求職者)に対する対応が、各種労働関係法令に違反しそれを理由に採用決定者(求職者)が一身上の都合にて退職した場合には、「乙」は「甲」に紹介手数料を返還しないこととする。また、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

また、丙が、上記等の理由以外で専ら甲の都合により退職をすることとなった場合及び紹介手数料が30万円未満の契約の場合は紹介手数料の返戻は、行わないものとする。

入社後3ヶ月未満の場合：本件報酬の50%

第11条 (紹介手数料の返戻の時期)

乙は甲に紹介手数料を採用決定者の退職後30日以内に返戻するものとする。

第12条 (個人情報保護及び機密の保持)

甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人材(採用に至らなかったものを含む)の個人情報を漏洩させないように、万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用をする事を禁止する。

2、甲は、乙の紹介した人材を採用しない事を決定したときは、乙から開示または提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ破棄をしなければならない。

また、本状の規定は本家約の終了後といえども有効とする。